

# 第11次

## 今治市交通安全計画

(令和3年度～令和7年度)

～ 交通事故のない今治を目指して ～



今治の新しいキャンペーンロゴができました。

読み方は、「アイアイいまばり」。意味は、「I'm Into IMABARI」(今治にハマってます)。

人と人のアイデアやひらめきの「共創」を表現しており、さらに今治の祭り「おんまく」で勢いよく打ち上げられる花火のイメージを重ねています。

## 今治市交通安全対策会議

# まえがき

車社会の急速な進展に対して、交通安全施設が不足していたことに加え、車両の安全性を確保するための技術が未発達であったことなどから、昭和20年代後半から昭和40年代半ば頃まで、道路交通事故の死傷者数が著しく増加した。

このため、交通安全の確保は大きな社会問題となり、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、昭和45年6月、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）が制定された。

これに基づき、昭和46年以降、10次にわたる今治市交通安全計画を作成し、関係機関及び関係団体等が一体となって交通安全対策を実施してきた。

その結果、発生件数・死傷者数ともに減少傾向にはあるが、高齢化社会が進む中で、事故件数は依然として高い状態で推移しており、死傷者の増加も予想され、極めて厳しい状況にある。

言うまでもなく、交通事故の防止は、国、県、市、関係民間団体だけでなく、市民一人一人が全力を挙げて取り組まなければならない緊急かつ重要な課題であり、人命尊重の理念の下に、交通事故のない安全で安心して暮らせる快適な今治を目指して、交通安全対策全般にわたる総合的かつ長期的な施策の大綱を定め、これに基づいて諸施策を強力に推進していかなければならない。

この今治市交通安全計画は、このような観点から、交通安全対策基本法第25条第1項の規定に基づき、令和3年度から令和7年度までの5年間に講ずべき陸上の交通安全に関する施策の大綱を定めたものである。

この今治市交通安全計画に基づき、国の関係行政機関、県及び本市においては、交通の状況や地域の実態に即して、「市民が真ん中」の視点で陸上交通の安全に関する施策を具体的に定め、これを強力に実施するものとする。

今治市交通安全対策会議

# 目 次

計画の基本理念	1
第1章 道路交通の安全	5
第1節 道路交通事故のない今治を目指して	6
第2節 道路交通の安全についての目標	7
I 道路交通事故の現状と今後の見通し	7
1 道路交通事故の現状	7
2 道路交通事故の見通し	8
II 今治市交通安全計画における目標	8
第3節 道路交通の安全についての対策	9
I 今後の道路交通安全対策を考える視点	9
<重視すべき視点>	9
(1) 高齢者及び子供の安全確保	9
(2) 歩行者及び自転車の安全確保と遵法意識の向上	10
(3) 生活道路における安全確保	11
(4) 先端技術の活用推進	11
(5) 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進	12
(6) 地域が一体となった交通安全対策の推進	12
II 講じようとする施策	13
1 道路交通環境の整備	13
2 交通安全思想の普及徹底	18
3 安全運転の確保	28
4 車両の安全性の確保	29
5 道路交通秩序の維持	30
6 救助・救急活動の充実	31
7 被害者支援の充実と推進	34
第2章 踏切道における交通の安全	36
第1節 踏切事故のない今治を目指して	37
第2節 踏切道における交通の安全についての対策	37
I 今後の踏切道における交通安全対策を考える視点	37
II 講じようとする施策	38
1 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進	38
2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	38
3 踏切道の統廃合の促進	38
4 その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置	38